

第59号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

新たに自転車駐車場を加えるとともに、使用料等を定めるため、この条例を制定し
ようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項ただし書中「及びJR芦屋駅南自転車駐車場4」を「, JR芦屋駅南自転車駐車場4, JR芦屋駅南自転車駐車場5, JR芦屋駅南自転車駐車場6, JR芦屋駅南自転車駐車場7, JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9」に改める。

別表第1に次のように加える。

JR芦屋駅南自転車駐車場5	芦屋市業平町36番
JR芦屋駅南自転車駐車場6	芦屋市上宮川町100番1先
JR芦屋駅南自転車駐車場7	芦屋市業平町965番2先
JR芦屋駅南自転車駐車場8	芦屋市業平町936番2先
JR芦屋駅南自転車駐車場9	芦屋市上宮川町108番1先

別表第2 4 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1, JR芦屋駅南自転車駐車場2及びJR芦屋駅南自転車駐車場4の使用料の表中「及びJR芦屋駅南自転車駐車場4」を「, JR芦屋駅南自転車駐車場4, JR芦屋駅南自転車駐車場5, JR芦屋駅南自転車駐車場6, JR芦屋駅南自転車駐車場7, JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項ただし書の改正規定（JR芦屋駅南自転車駐車場5及びJR芦屋駅南自転車駐車場6に係る部分を除く。）、別表第1に5項を加える改正規定（JR芦屋駅南自転車駐車場5の項及びJR芦屋駅南自転車駐車場6の項を加える部分を除く。）及び別表第2の改正規定（JR芦屋駅南自転車駐車場5及びJR芦屋駅南自転車駐車場6に係る部分を除く。）を除く。

く。) は、公布の日から起算して70日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新たに自転車駐車場を加えるとともに、使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次のとおり、新たに自転車駐車場を加える。

(第3条の2, 別表第1及び別表第2関係)

(1) 名称及び位置

名称	位置
J R 芦屋駅南自転車駐車場 5	芦屋市業平町 3 6 番
J R 芦屋駅南自転車駐車場 6	芦屋市上宮川町 1 0 0 番 1 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 7	芦屋市業平町 9 6 5 番 2 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 8	芦屋市業平町 9 3 6 番 2 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	芦屋市上宮川町 1 0 8 番 1 先

(2) 業務時間 午前6時から午後10時まで

(3) 休業日 1月1日から1月3日まで及び12月31日

(4) 使用料

自転車等の種類	使用料 (円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,500	4,200	100	1,000
原動機付自転車	2,500	7,200	200	2,000

3 施行期日

(1) J R 芦屋駅南自転車駐車場 5 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 6 の新設 平成 25 年 1 0 月 1 日

(2) J R 芦屋駅南自転車駐車場 7, J R 芦屋駅南自転車駐車場 8 及び J R 芦屋駅南

自転車駐車場 9 の新設 公布の日から起算して 70 日を超えない範囲内において規則で定める日